

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和７年度第１四半期分

整理 番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	空気・ガス混合器用空気加熱器エレメント（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	33,000,000	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
2	クレーンバケット部品１ほか１点（西淀工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	3,218,600	令和7年5月14日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
3	ボイラー用肉盛り水管パネル１ほか２点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	29,326,000	令和7年5月16日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
4	灰クレーンバケット（東淀工場）買入	産業用機器	（株）天満電機産業	14,003,000	令和7年5月21日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
5	ケーブルキャリア＃１ほか３点（平野工場）買入	産業用機器	富士ホイスト工業（株）	6,600,000	令和7年5月30日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
6	混練機用部品１ほか９点（平野工場）買入	産業用機器	本田鐵工（株）	6,160,000	令和7年5月30日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
7	触媒脱硝装置用部品（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	45,045,000	令和7年6月3日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
8	灰クレーンバケット（平野工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	27,500,000	令和7年6月4日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
9	灰クレーンバケットほか１点（舞洲工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	46,750,000	令和7年6月4日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
10	湿式有害ガス除去装置用部品１ほか２点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績（株）	4,109,930	令和7年6月11日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30
11	特殊レジャーサーほか３点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績（株）	1,980,000	令和7年6月24日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

空気・ガス混合器用空気加熱器エレメント（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する空気・ガス混合器用空気加熱器エレメントは、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工された白煙防止設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため株式会社タクマの製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、株式会社タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって株式会社タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット部品 1 ほか 1 点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するクレーンバケット部品 1 ほか 1 点は、一般廃棄物の処理において焼却炉にごみを供給するためのじん芥クレーンバケットの一部品であり株式会社福島製作所独自の技術により設計されたものである。本製品の関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、またクレーンバケット全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社福島製作所のみである。したがって、株式会社福島製作所の製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか2点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか2点は、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。本製品の詳細寸法及び関連機構との関係はカナデビア株式会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット(東淀工場)買入

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する灰クレーンバケットは、株式会社天満電機産業製の東淀工場灰クレーン設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

ケーブルキャリヤ#1ほか3点買入

2 契約の相手方

富士ホイス工業（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

ケーブルキャリヤ#1・#2は、富士ホイス工業（株）製の給電ケーブルの支持搬送を行うための専用部品であり、給電ケーブルの支持搬送用に日電商工（株）に富士ホイス工業（株）が製作依頼したものである。

また安全ネット用部品#1・#2は、安全ネットの移動を滑らかに行うための専用部品であり、安全ネットの移動用に富士ホイス工業（株）が設計・製作されたものである。したがって、本製品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できないため、富士ホイス工業（株）の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

ケーブルキャリヤ#1ほか3点は、富士ホイス工業（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、富士ホイス工業（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品 1 ほか 9 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

本田鐵工（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する混練機用部品 1 ほか 9 点は、本田鐵工（株）製の捕集灰無害化处理設備である混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、本田鐵工（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

混練機用部品 1 ほか 9 点は本田鐵工（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

触媒脱硝装置用部品（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入する触媒脱硝装置用部品は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工された触媒脱硝装置の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため、株式会社タクマ製の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本部品は、株式会社タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって株式会社タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（平野工場）買入

2 契約の相手方

（株）福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する灰クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却された焼却灰を積出するためのものである。当工場の灰クレーンバケットは（株）福島製作所で製作されたものである。したがって、本製品の形状寸法、材質、他の構成品との関連及び灰クレーン設備との操作制御については当該会社のみが知りうるものであり、他社では灰バケットの品質や性能保証ができる製品の製作が不可能であるため、（株）福島製作所製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

灰クレーンバケットは（株）福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、（株）福島製作所と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケットほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入予定の灰クレーンバケットほか1点は、株式会社福島製作所製であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、株式会社福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 2 1 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績株式会社

3 随意契約理由

（１）製品指定理由

今回買入予定の湿式有害ガス除去装置用部品 1 ほか 2 1 点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品及び倉敷紡績株式会社と本多機工株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置用ポンプの主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いは倉敷紡績株式会社のみが行っているため、倉敷紡績株式会社製の製品に指定するものである。

（２）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3）

随意契約理由書

1 案件名称

特殊レジューサーほか3点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入予定の特殊レジューサーほか3点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績株式会社により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取り扱いは倉敷紡績株式会社のみが行っているため、倉敷紡績株式会社製の製品に指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）